

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について



環境省は、2023年11月6日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定をゼロ・ジャパン株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

(1)住所、名称、代表者の氏名

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

ゼロ・ジャパン株式会社 代表取締役 安齋 哲也

(2)施設設置場所

・秋田県北秋田市森吉押付岱27番1地先

・熊本県宇土市北段原町180-1

(3)施設の種類

廃 PCB 等の分解施設

PCB 汚染物の洗浄施設

(4)処理を行う廃棄物の種類

・廃 PCB 等のうち、電気機器又は OF ケーブル(PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたもの(以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの

・PCB 汚染物のうち、微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(5)処理の方法

分解・洗浄(金属ナトリウム添着セラミックス分解・洗浄法)

(6)処理能力

分解・洗浄施設1基につき、変圧器を最大1台/3日(認定対象施設数:3基)

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2023年11月7日付 環境省報道発表資料](#)

環境リスク分析箇所 相沢和人

